

## 誰もが最期までいきいきと暮らすために ～認知症初期集中支援を実施しています～

認知症は誰にでも起こりうる脳の変化によって現れる症状です。現在の統計では、65歳以上の5人に1人が認知症を有すると推計されていますが、早期の診断や適切な対応で進行を遅らせたり、周囲の人が対応を工夫したりすることで、本人も家族も安心して暮らすことができます。

### ご自身、家族、身近な人に最近こんなことはありませんか？

- ・財布や鍵など、ふだん使うものや大切なものの置き場所がわからなくなることがある。
- ・今までできていたことがおっくうになったり、苦手になった。
- ・ぼんやりしていたり、ふさぎ込んだり、怒りっぽくなった。
- ・家族以外の人と会ったり、話をするのを避けたりするようになった。
- ・以前とは「何か」違って感じるように感じる。

町では、福祉課(地域包括支援センター)職員と大江病院認知症疾患医療センターの専門職員がチームで家庭を訪問し、治療や対応についての相談支援を行っています。「もしかして認知症かも？」と心配なことがあったら、ささいなことでもかまいません。福祉課地域包括支援センター(☎574-2214)まで、ご相談ください。

## 認知症サポーター養成講座を実施します

### ■認知症サポーターとは

認知症を理解し、認知症の人やその家族を地域で支える応援者です。サポーターは何か特別なことをするのではなく、地域や職場等で認知症の人や家族を温かい目で見守ることから始まります。また、認知症は誰もがなる可能性があることを理解し、いつも「自分たちの問題」として考え、住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らしていくための支援者となります。

### ■認知症サポーター養成講座とは

対象	年齢や団体に関係なく、おおむね10名以上を対象にしています。
内容	①認知症を理解する ②認知症サポーターの役割を理解する ) ためのお話等
時間	平日9時～17時の間 1時間30分程度(個別に相談に応じます)
場所	町内の会場に保健師等が出向いて行います。

### ■講座を開講するには

開催を希望する約1ヶ月前までに福祉課地域包括支援センター(☎574-2214)にお申し込みください。

- お申し込み時には
- |            |             |
|------------|-------------|
| ①開催を希望する団体 | ) をお伝えください。 |
| ②代表者と連絡先   |             |
| ③開催場所、日時   |             |
| ④参加予定人数    |             |

- 開催場所の手配や参加者への通知等については、それぞれの団体でお願いいたします。
- 受講者には認知症サポーターの目印であるオレンジリングを差し上げます。

## 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和7年4月分から令和8年3月分までの国民年金保険料は、月額17,510円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードやインターネットで納付することができるほか、便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、役場住民課までご相談ください。

## 国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万が一、障害や死亡といった不慮の事故が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。

令和7年度分(令和7年7月分から令和8年6月分まで)の免除等の受付は令和7年7月1日から開始されます。

また、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、役場住民課までご相談ください。

国民年金からのお知らせ  
国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

### 問合せ先

帯広年金事務所(帯広市西1条南1丁目)  
☎0155・258113  
役場住民課戸籍年金係☎574・2213

役場住民課まで  
お気軽にご相談を



## 年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を！

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。待ち時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

- ◆予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
- ◆お申し込みの際は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)をご用意ください。

ご予約の方法は、全国共通の予約専用受付番号「0570-05-4890」または、お近くの年金事務所へ電話・来訪時にお申し込みください。